

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、合同会社 [REDACTED]と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 中小企業者等に対する経営診断、経営相談、経営支援事業
- (2) 創業予定者に対する創業支援事業
- (3) 中小企業等発展のための各種調査研究、情報提供事業、研修事業
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県 [REDACTED]に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当会社の社員の氏名及び住所、出資の額並びに責任は次のとおりである。

金 [REDACTED] 円

埼玉県 [REDACTED]

有限責任社員 [REDACTED]

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第6条 当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 [REDACTED]

(代表社員)

第7条 当会社に業務執行社員が複数ある場合は、代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

2 業務執行社員が1名の場合は、その業務執行社員を代表社員とする。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第8条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第9条 各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社等)

第10条 各社員は、会社法第607条第1項に定める事由により、退社する。

2 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継するものとする。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類の承認)

第12条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第13条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和5年7月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第14条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の規定による。

以上、合同会社 [REDACTED] のため、電磁的記録である本定款を作成し、定款作成代理人はこれに電子署名する。

令和4年7月7日

有限責任社員 [REDACTED]

上記定款作成代理人

氏名 [REDACTED]
[REDACTED]